

船舶事故調査報告書

令和4年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年4月8日 06時05分ごろ
発生場所	千葉県千葉港千葉第2区 千葉港市原防波堤灯台から真方位099° 2.2海里付近 (概位 北緯35° 33.1′ 東経140° 06.8′)
事故の概要	貨物船 ^{たいほう} 泰豊丸は、離岸作業中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年6月8日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 泰豊丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	142616、泰豊海運有限公司
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板及びシューピースに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：波高 約0.1m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、空船で船首を南に向けて岸壁に左舷着けした状態から、主機を後進として右回頭しながら離岸作業中、船長が船首方に浅瀬を示すブイ（以下「本件ブイ」という。）を認め、バウスラストを使用して船首を右に回頭させて本件ブイを至近で回避した後、西北西方の水路出口に向けて主機を前進したところ、浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船舶所有者手配のタグボートにより離礁した。</p> <p>船長は、本事故現場付近で離岸作業は初めてであったが、海図と船舶代理店の情報から岸壁付近の浅瀬等を認識しており、水路出口に向けて前進する際、浅瀬から十分に離隔距離をとっていなかったため、浅瀬に乗り揚げたと本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約3.3m、船尾約3.5mであった。</p>
分析	本船は、船首を南に向けて岸壁に左舷着けした状態から、主機を後進として右回頭しながら離岸作業中、船長が船首方に認めた本件ブイを至近で回避したものの、西北西方の水路出口に向けて主機を前進としたことから、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、船首を南に向けて岸壁に左舷着けした状態から、主機を後進として右回頭しながら離岸作業中、船長が船首方に認めた本件ブイを至近で回避したものの、西北西方の水路出口に向けて主機を前進としたため、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 船長は、出港前に海図や船舶代理店の情報などで浅瀬の場所を正確に把握し、離岸作業を開始すること、また、浅瀬から離隔距離を確保して航行すること。